

## 北九州市新型コロナウイルス感染症予防接種実施要領

### <目次>

- 1 目的
- 2 実施方法及び実施機関
- 3 接種対象者
- 4 実施期間
- 5 接種の実施
  - (1) 接種対象者の確認等
  - (2) 接種時期の確認
  - (3) 予診並びに接種不相当者及び接種要注意者
  - (4) 接種後副反応等に関する説明
  - (5) 接種意思の確認
  - (6) 他の予防接種との関係
  - (7) 接種方法
- 6 接種後の措置
- 7 副反応の報告
- 8 接種費用の徴収
  - (1) 医療機関における費用負担軽減等
  - (2) 高齢者施設における費用負担軽減等
- 9 接種の実施の報告
  - (1) 委託料の請求がともなう報告書等の作成
  - (2) 報告書等の提出
    - ア 市医師会加入の実施医療機関の場合
    - イ 市医師会非加入の実施医療機関の場合
    - ウ 北九州高齢者福祉事業協会加入の実施医療機関の場合
    - エ 施設で高福協非加入の実施医療機関の場合
    - オ 市立病院の場合
- 10 その他

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の予防接種（以下「新型コロナワクチン接種」という）は、個人の重症化予防等を目的に、B類の定期接種として、本市が予防接種法に基づき実施するものであり、予防接種業務の円滑な運営を期するため、この実施要領により必要な事項を定める。

## 2 実施方法及び実施機関

新型コロナワクチン接種は、本市が行う新型コロナワクチン接種業務への協力を承諾した医療機関（以下「実施医療機関」という。）において、本市と北九州市医師会、地方独立行政法人北九州市立病院機構、北九州高齢者福祉事業協会又は実施医療機関との委託契約に基づき実施する。

## 3 接種対象者 ※インフルエンザ予防接種対象者と同様

- (1) 市内に住む65歳以上の者
- (2) 市内に住む60歳以上65歳未満の者で、心臓・じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の障害による身体障害者手帳1級を所持している者又は同程度の者

## 4 実施期間

令和6年10月15日(火)から令和7年3月31日(月)までとする。

## 5 接種の実施

### (1) 接種対象者の確認等

ア 実施医療機関は、事前に、接種対象者であることを、被保険者証、運転免許証、住民票、身体障害者手帳など、年齢や住所地、障害の程度を確認できる公的な書類等により確認する。また、60歳以上65歳未満の者については、身体障害者手帳の写しをとること。なお、年齢は接種時点のものとする。

イ 実施医療機関は、「福岡県定期予防接種広域化業務」の協力医療機関となった場合、福岡県内の他市町村に住む接種対象者に、市内に住む者と同様に予防接種を実施する。この場合の委託料の請求は当該市町村あてに行う。また、協力医療機関となっていない場合、当該対象者への接種はウと同様に実施する。

ウ 実施医療機関は、福岡県外に住む接種対象者については、住所地の市町村が発行する予防接種依頼書の提出があった場合のみ、接種を実施する。この場合、被接種者から接種費用を全額徴収する。

### (2) 接種時期の確認

実施医療機関は、本市との契約における実施期間を確認し、新型コロナワクチン接種を行う。契約期間以外の接種は、任意接種となり、関係法令及び実施要領の適用とならない。

### (3) 予診並びに接種不相当者及び接種要注意者

#### ア 予診

- ① 実施医療機関は、被接種者に対して、あらかじめ「新型コロナウイルス感染

症予防接種予診票（以下「予診票」という。）を被接種者ごとの区分に応じ  
て配付し、各項目について記入すること及び予診票の「新型コロナウイルス  
感染症予防接種について」を読むことを求める。

- ② 実施医療機関の医師は、問診、検温、視診、聴診等の診察を接種前に行い、  
新型コロナワクチン接種を受けることが適当でない者（以下「接種不適格者」  
という）又は新型コロナワクチン接種の判断を行うに際して注意を要する者  
（以下「接種要注意者」という）に該当するか否かを確認する（以下「予診」  
という）。
- ③ 接種対象者は、一般に生理機能が低下しているので、被接種者の健康状態  
を十分観察し、慎重に予診を行い、接種にあたることとする。
- ④ 接種実施時の予診の信頼性確保のため、予診票については、接種の可否を判  
断する医師により、客観性を担保して作成すること。よって、被接種者自身  
による予診に基づいた接種は行ってはならない。ただし、医師が被接種者で  
ある場合において、自身で予診を行わざるを得ないときは、副反応への対応  
等を検討したうえで接種を行うことができる。

イ 予防接種を受けることが適当でない者（接種不相当者）

実施医療機関の医師は、予診の結果、次のいずれかに該当すると認められる場  
合には、予防接種を行ってはならない。

- ① 明らかに発熱している者<sup>注1</sup>
- ② 重い急性疾患にかかっている者
- ③ 本ワクチンの成分に対し重度の過敏症<sup>注2</sup>の既往歴のある者
- ④ 上記以外で、予防接種を受けることが不相当な状態にある者

（注1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指す。

ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される  
場合はこの限りではない。

（注2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、  
血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。前回までの接種  
でこれらの症状が認められた者は、同一の成分を含むワクチンを用いた  
追加接種を受けることはできない。

※各ワクチンの製造メーカーが作成した添付文書等に従うこと

<製造メーカー>

- ◇ファイザー株式会社
- ◇モデルナ・ジャパン株式会社
- ◇第一三共株式会社
- ◇武田薬品工業株式会社
- ◇Meiji Seika ファルマ株式会社

ウ 接種要注意者

被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、その健康状態及び体  
質を勘案し、診察及び接種適否の判断を慎重に行い、接種の必要性、副反応、有

用性について十分な説明を行い、同意を確実に得る。その際、積極的な接種勧奨と受け取られることのないよう、特に留意する。

- ① 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある者
- ② 過去に免疫不全の診断を受けた者、近親者に先天性免疫不全症の方がいる者
- ③ 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある者
- ④ 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた者
- ⑤ 過去にけいれんを起こしたことがある者
- ⑥ 本ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある者

※各ワクチンの製造メーカーが作成した添付文書等に従うこと

#### (4) 予防接種後副反応等に関する説明

予診の際は、新型コロナワクチンの有益性や限界、危険性、製品特性（製造メーカーを含む）、新型コロナワクチン接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに健康被害救済制度について、被接種者がその内容を理解しえるよう、予診票に添付の「新型コロナウイルス感染症予防接種について」などを用いて適切な説明を行う。

#### (5) 接種意思の確認

実施医療機関は、新型コロナワクチン接種を行うに際し、被接種者が接種を希望する旨の同意をしたことを予診票により認められる場合に限り接種を行う。

#### (6) 他の予防接種との関係

新型コロナワクチン接種に併せて、他の予防接種を同時に同一の被接種者に対して実施する場合は、医師が特に必要と認めた場合に限り行うことができる。

また、インフルエンザワクチンとの同時接種も可能である。

※各ワクチンの製造メーカーが作成した添付文書等に従うこと

#### (7) 接種方法

以下のいずれかの方法により行うものとする。

ア コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年2月24日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法。

イ コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5 ミリリットルとする方法。

ウ 組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工

業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。

エ コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和5年8月2日に第一三共株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.6ミリリットルとする方法。

オ コロナウイルス (SARS-CoV-2) RNAワクチン (令和5年11月28日にMeiji Seikaファルマ株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたオミクロン株JN.1系統対応1価ワクチン)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法。

## 6 予防接種後の措置

- (1) 実施医療機関は、アレルギー・ぜんそくの既往のある者等の基礎疾患を有する者については、接種した後短時間のうちに被接種者の体調に異変が起きた場合においても適切に対応できるように、接種後一定時間は接種を実施した場所に留まらせ、被接種者の状態に注意する。
- (2) 予防接種済証の交付  
 予防接種を行った際は、「新型コロナウイルス感染症予防接種済証」の余白部分にコロナワクチンロット番号シールを貼り付け、被接種者に同証を交付する。

## 7 副反応の報告

実施医療機関は、以下に掲げる予防接種後副反応報告基準に該当する予防接種後の副反応を診断した場合、被接種者の同意を得て、速やかに独立行政法人医薬品医療機器総合機構へ電子申請にて報告する。

(<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>)

### <新型コロナウイルスワクチン予防接種後副反応報告基準>

臨床症状	接種後症状発生までの時間
(1) アナフィラキシー	4時間
(2) 血栓症 (血小板減少を伴うものに限る)	28日
(3) 心筋炎	28日
(4) 心膜炎	28日
(5) 熱性けいれん	7日
(6) その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

注1 表に定めるもののほか、予防接種後の状況が次に該当すると判断されるものは報告する。

- (1) 死亡したもの
- (2) 臨床症状の重篤なもの

(3) 後遺症を残す可能性のあるもの

注2 接種から症状の発生までの時間を特定しない項目についての考え方は次に掲げるとおりとする。

(1) 後遺症とは、急性期に呈した症状に係るものを意味しており、数ヶ月後から数年後に初めて症状が現れたものは含まない。

(2) その他通常の接種ではみられない異常反応とは、予防接種と医学的に関連があるか、又は時間的に密接な関連があると判断されるものである。

注3 本基準は予防接種後に一定の症状が現れた者の報告基準であり、予防接種との因果関係や副作用等の被害救済と直接結びつくものではない。

注4 定期接種後の健康被害救済制度については、健康危機管理課で別途申請を受け付ける。

## 8 接種費用の徴収

予防接種に要する費用のうち、1件あたり3,260円の自己負担額を、実施医療機関の窓口において徴収する。但し、下記の手続きを行った低所得者からは徴収しない。

※以下の手続きはインフルエンザ予防接種と同様。また、今年度インフルエンザ予防接種で減免対象となることを確認できた場合、確認書類の提示は省略可能。

### (1) 医療機関における費用負担軽減等

ア 次のいずれかに該当する被接種者については、自己負担額の徴収を免除する。

- ① 生活保護受給者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援に関する法律に基づく支援給付者を含む）
- ② 世帯全員が市民税非課税の者

イ 自己負担が免除となる接種対象者については、以下の減免手続き後に接種を行うものとする。

- ① 接種対象者が持参する下記確認書類により、医療機関の窓口において減免対象者かどうかの確認を行う。
- ② 確認後、「減免用予診票」裏面の減免確認項目チェック欄（以下「チェック欄」という。）に確認内容を記入し接種対象者に「減免用予診票」を交付する。
- ③ 確認書類

a. 令和6年度介護保険料納入通知書(保険料段階が1～3のもの)

『令和6年度介護保険料納入通知書』に記載されている保険料段階が「1～3」の場合、減免対象となる。チェック欄1に該当する保険料段階に○を付け、交付する。

※北九州市の介護保険料段階は15段階に分かれている。

保険料段階	対象者	} 減免対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国者の自立支援に関する法律に基づく支援給付者を含む）</li> <li>老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税</li> </ul>	
第2、3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市民税非課税</li> </ul>	
第4～15段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民税課税世帯</li> </ul>	

- b. 福祉事務所長発行の「印鑑カード」又は「生活保護受給証明書」  
「印鑑カード」又は「生活保護受給証明書」を持参していればチェック欄2に○印を付け、交付する。ただし、実施医療機関において、接種対象者が生活保護受給中であることを医療券などにより把握している場合もチェック欄2に丸印を付け、「減免用予診票」を交付することができる。
- c. 北九州市発行の「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく本人確認証」  
当該本人確認証を所持していれば、チェック欄3に○印を付け、交付する。
- d. 「介護保険負担限度額認定証」（有効期限令和7年7月31日）、「介護保険特定負担限度額認定証」（有効期限令和7年7月31日）又は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」（有効期限令和7年7月31日）  
上記認定の交付を受けている場合、減免対象となる。チェック欄5、6、7の該当欄に○印を付け、交付する。
- e. オンライン資格確認等システムによる確認  
接種対象者の同意を得たうえでマイナンバーカードを使用し、当該システムにより減免対象者であることを確認できた場合、確認事項に応じて以下のように処理する。
- 生活保護受給者の場合は、「チェック欄2」に○印を付け、交付する。
  - 後期高齢者医療における「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者の場合は、「チェック欄7」に○印を付け、交付する。
- f. 区役所が発行した「減免用予診票」  
上記の確認書類により証明できない場合については、保健福祉課で接種対象者の申請に基づき、課税調査を行い減免対象者であるかどうかを確認し、「減免用予診票」を交付する。
- g. 区役所への電話による確認  
確認書類を持参していない者が医療機関に直接来院した場合、医療機関は接種対象者の住所地の保健福祉課に問合せを行う。接種対象者にその同意を得て、減免用予診票裏面の「新型コロナウイルス感染症予防接種減免用予診票交付申請書」を記入させ、次のとおり処理する。

(a) 医療機関から接種対象者の住所地の保健福祉課へ、下記の項目を電話連絡し、減免該当者かどうか照会する。

ア. 医療機関名、電話番号、担当者名  
イ. 接種対象者氏名、住所、生年月日

保健福祉課へ伝える

\*必ず本人の同意を得て電話照会する。

(b) 保健福祉課は調査を行い、折り返し医療機関に電話回答する。

(c) 保健福祉課からの回答により、減免対象者であることが確認できた場合、「減免用予診票」裏面の減免確認項目チェック欄4に確認内容を記入し、接種対象者に「減免用予診票」を交付する。

h. 減免者が接種不適格者になった場合は、予診票の1枚目の表と裏をコピーし、再接種時の確認書類となるよう、本人に渡す。

ウ 自己負担額を徴収して接種をした後、被接種者が減免確認書類を持参してきた場合は、後述の報告書等の提出前であれば、減免手続きを行い、徴収した金額を還付するものとする。

## (2) 高齢者施設における費用負担軽減等

ア 次のいずれかに該当する被接種者については、自己負担額の徴収を免除する。

- ① 生活保護受給者
- ② 世帯全員が市民税非課税の者

イ 自己負担が免除となる接種対象者については、以下の減免手続き後に接種を行うものとする。

- ① 接種対象者が所持する確認書類により、施設において減免対象者かどうかの確認を行う。
- ② 確認後、「減免用予診票」裏面のチェック欄に確認内容を記入し、接種対象者に「減免用予診票」を交付する。
- ③ 確認書類及び確認事項

a. 令和6年度介護保険料納入通知書(保険料段階が1～3のもの)

『令和6年度介護保険料納入通知書』に記載されている保険料段階が「1～3」の場合、減免対象となる。チェック欄1に該当する保険料段階に○を付け、交付する。

b. 「介護保険負担限度額認定証」(有効期限令和7年7月31日)、「介護保険特定負担限度額認定証」(有効期限令和7年7月31日)又は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(有効期限令和7年7月31日)の交付を受けている場合は、減免対象となる。チェック欄5、6、7の該当欄に○印を付け、交付する。

c. 生活保護受給者

施設において、接種対象者が生活保護受給中であることを把握している場合は、施設での減免用予診票の交付を認める。チェック欄2に○印を付け、交付する。

④ 減免確認ができない場合

介護保険適用外の入所施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む））等において、「令和6年度介護保険料納入通知書」、「介護保険負担限度額認定証」等を紛失するなど、非課税を確認できない場合は、「新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（65歳以上用）（様式4）」を施設所在地の保健福祉課に提出し、減免対象の確認を行う。

住所地特例により入所している者や60歳以上65歳未満の者等、北九州市介護保険利用者以外の者については、『新型コロナウイルス感染症予防接種減免確認申請書（北九州市介護保険利用者以外用）（様式5）』を使用する。

区役所の回答後、申請書の右側「\*区役所処理欄」に記入された項目を確認し、減免対象者には減免予診票を交付する。この際、保健福祉課は減免対象者の有無を回答するのみで、減免予診票の発行はしない。予診票裏面のチェック欄4に○をする。

ウ 自己負担額を徴収して接種をしたあと、被接種者が減免確認書類を持参してきた場合は、後述の報告書等の提出前であれば、減免手続きを行い、徴収した金額を還付するものとする。

## 9 予防接種の実施の報告

### (1) 委託料の請求がともなう報告書等の作成

実施医療機関は、毎月初日から末日までの分の接種者数及び予診による接種不適格者の数を取りまとめ、「予防接種実施報告書」[3部複写]を作成する。60歳以上65歳未満の者については、身体障害者手帳の写しを添付すること。

### (2) 報告書等の提出

#### ア 市医師会加入の実施医療機関の場合

- ① (1)により作成した、「予防接種実施報告書（健危1号）」のうち「同報告書（医師会控）」及び「同報告書（区役所控）」の2枚に被接種者の予診票を添付したものを、接種を行った月（以下「接種月」という。）の翌月9日までに、区医師会へ送付する。
- ② 送付を受けた区医師会は「予防接種委託料請求書」を市医師会へ、同時に、「同報告書（区役所控）」及び「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」の2枚に被接種者の予診票を添付したものを区役所保健福祉課へ、接種月の翌月末（3月分については4月15日）までに送付する。
- ③ 送付を受けた市医師会は、「同請求書」を、接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

- ④ 送付を受けた保健福祉課は、「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」「予診票」を、接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

イ 市医師会非加入の実施医療機関の場合

- ① （1）により作成した、「新型コロナウイルス感染症予防接種実施報告書（健危5号）」のうち「同報告書（区役所控）」及び「同報告書（本庁控）」の2枚に被接種者の予診票を添付したものを、接種月の翌月9日までに、実施医療機関所在地の保健福祉課へ送付する。
- ② 送付を受けた保健福祉課は、「同報告書（本庁控）」及び「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」「予診票」を接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

ウ 北九州高齢者福祉事業協会(以下「高福協」という)加入の実施医療機関の場合

- ① （1）により作成した、「新型コロナウイルス感染症予防接種実施報告書（健危6号）」のうち「同報告書（区役所控）」に被接種者の予診票を添付したものを、接種月の翌月9日までに実施機関所在地の保健福祉課へ、「同報告書（高福協控）」を、接種月の翌月15日（3月分については4月9日）までに高福協へ送付する。
- ② 送付を受けた高福協は、「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求書」を、接種月の翌月末日（3月分については4月15日）までに、健康危機管理課へ送付する。
- ③ 送付を受けた保健福祉課は、接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」「予診票」を健康危機管理課へ送付する。

エ 施設で高福協非加入の実施医療機関の場合

- ① （1）により作成した、「新型コロナウイルス感染症予防接種実施報告書（健危5号）」のうち「同報告書（区役所控）」及び「同報告書（本庁控）」の2枚に被接種者の予診票を添付したものを、接種月の翌月9日までに、医療機関所在地の保健福祉課へ送付する。
- ② 送付を受けた保健福祉課は、「同報告書（本庁控）」「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」「予診票」を接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

オ 市立病院の場合

- ① （1）により作成した、「予防接種実施報告書（健危5号）」のうち「同報告書（区役所控）」「同報告書（本庁控）」の2枚に被接種者の予診票を添付したものを、接種月の翌月9日までに、医療機関所在地の保健福祉課へ送付する。
- ② 送付を受けた保健福祉課は、「同報告書（本庁控）」「新型コロナウイルス

感染症予防接種委託料請求内訳・確認書」「予診票」を接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

- ③ 市立病院は、「新型コロナウイルス感染症予防接種委託料請求書」を接種月の翌々月15日（3月分については4月25日）までに健康危機管理課へ送付する。

## 10 その他

新型コロナワクチン予防接種について、関係法令が見直された場合には、実施要領も見直しを行うものとする。